

○基準売上額等の算定に係る新規開業特例について

事業開始年月日が平成31年1月以降の事業者は、特例として、支給額算定の基礎となる『基準売上額』及び『売上減少率算定時に用いる減少前の売上』（以下、【基準売上額等】といいます）について、次の算定式の適用を選択することができます。

●平成31年・令和元年（2019年）開業の場合

同年の平均売上額（＝開業した年の年間事業収入を開業後月数で除した金額）を【基準売上額等】とすることができます。

（算定式）

A：平成31年・令和元年（2019年）の年間事業収入

B：平成31年・令和元年（2019年）の開業後月数

（開業した月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなします）

【基準売上額等】＝A÷B（円未満切捨て）

（算定例）令和元年（2019年）9月20日開業の場合

平成31年・令和元年（2019年）										
月	1	2	3	4	5	・	9	10	11	12
万円						・	20	40	50	50

・2019年の事業収入：160万円

【基準売上額等】：40万円（160万円÷4か月）

●令和2年（2020年）開業の場合

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の減少が著しい期間が生じたことが想定されることから、令和2年の売上が最も高い月を【基準売上額等】とすることができます。

令和2年（2020年）										
月	1	2	3	4	5	・	9	10	11	12
万円			10	10	15	・	25	30	35	15

【基準売上額等】：35万円（最も売上が多い11月の売上）